

平成 20 年 10 月 20 日

米原市長 平尾 道雄 様

米原市自治基本条例推進委員会
会 長 富野 暉一郎

意 見 書

自治基本条例第 28 条の規定により設置された推進委員会では、平成 19 年 8 月から延べ 15 回の議論を重ね、条例に基づく運営状況を検証しましたので、下記のとおり意見書を提出します。

記

米原市自治基本条例には「第 3 条 住民は米原市の主権者であり、市は住民の信託により都市経営に対し執行責任を負う。2 市民はまちづくりの主役であり、参加、参画および協働により、まちづくりを担うことができるものとする」とある。

本条例のもと、市民、事業者等、市がそれぞれの役割を果たし合いながら、市民が主権者・主役として参加・参画・協働していくために、現状でどのような課題があるのか、総合計画と生活実感、双方の観点から現状の課題を話し合い、その改善に向けた方策を提言するものである。

提 言

1. 計画段階からの情報共有の推進
2. 協働の実現に向けた基盤整備
3. 地域社会の持続的発展のための縦割りを超えた分野横断的志向の確立
4. 協働指針・市民版総合計画の策定
5. 市民の自主性を育むための補助金の見直しと奨励制度の整備
6. 協働型社会に向けた市民・事業者等・市の意識改革の推進

具体的な方策

1. 計画段階からの情報共有の推進

- 予算折衝や施策方針の決定に関する会議や説明を積極的に情報発信する。
- 計画段階から市民・利害関係者が、課題を共有し、優先順位を決定する仕組みをつくる。
- 情報を途中で結びつけるつなぎ役をつくっていく。
- 予算要求書に自治基本条例の対応チェック項目を設ける。
- 市議会・各種審議会等の運営は、提案する機能を強化する。

【説明】

第 13 条（※ 1）で定める市民の知る権利として、市の「情報」の提供方策について多数の意見が上がった。

情報を「予算」という面で具体的に述べている条文として、第 22 条第 2 項（※ 2）が挙げられる。市では総合計画に基づく予算については市民へ情報提供しているが、現状では市民の最も知りたい予算化のプロセスを知ることができない。したがって市民の知る権利を保障し、その情報が市民参画のための素材として結びつくことを目的とすべきである。

そこで、予算書に関する市民への情報の提供方法を改善するべきである。また、第 14 条（※ 3）で示されているとおり、市民に対する情報開示は、計画・評価の段階にまで踏みこんで行う必要がある。

自治基本条例の理念を実現していくためには、市の抱えている課題や、それに対峙する財政等の現況を市民と情報共有し、予算編成や計画、評価の段階で地域住民が関わるシステムが必要不可欠である。

（※ 1）知る権利

第 13 条 市民および事業者等は、まちづくりについて適切に判断し行動するために、市が管理する情報を知る権利を有するものとする。

2 市は、市民および事業者等の知る権利を保障するため、適切な時期に、適切な方法で情報を提供し、または求めに応じて情報を公開しなければならない。

（※ 2）市長の責務

第 22 条第 2 項 市長は、常に市民の意向を把握し、定期的に市政の基本方針を市民および事業者等にわかりやすく説明するとともに、予算編成に係る情報をわかりやすく提供しなければならない。

（※ 3）情報の整備、公開および提供

第 14 条 市は、まちづくりにおける市民の参加および参画を有効に機能させるため、計画、実施および評価の段階における情報を市民に提供しなければならない。

2 執行機関は、まちづくりに係る情報を迅速に整備し、開示するとともに、わかりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。

3 議会は、会議を公開するとともに、議会が保有する情報を公開し、市民および事業者等と情報の共有を図ることにより、開かれた議会運営に努めなければならない。

4 議員は、議会活動に関する情報について、市民に開示し、説明するよう努めなければならない。

2. 協働の実現に向けた基盤整備

- 市民活動の立ち上がりを支援するため、支援策として市民・事業者等・市などが参加する協働型の研修などを提供する
- 既存の事業を市民が取り組みやすい協働型に転換するために、事業の見直しとモデルケースづくりを進める
- 協働型活動を支援するための、地域に根付いた組織を立ち上げる
- 携帯電話等で情報を共有する市民互助の「お助け協力ネットワーク」の仕組み（有償の新しい仕組みを検討）を検討する。

【説明】

第16条第1項（※1）には市民が計画や方向付けなどに参加することは「行使する権利」として位置づけられており、第16条第3項（※2）では、活動の「自主性および自立性」を損なわない範囲で市からの適切な支援を求めることが保障されている。すなわち、市民の自主自立的活動が先にあり、支援のあり方も含めて市民が提案することができる権利である。市からの一方的な押し付けでも、市民からの従来の要求型の集まりでも理念に反することになる。

そのため、政策形成過程においては、その支援のあり方から官民ともに議論で互いを高めあう必要がある。この権利は市民だけでなく市職員にも保障された権利であり義務でもある。しかし、審議会等の公募委員がなかなか集まらないという問題に象徴されるように、市民にもまだまだ参画のベースは整っていない。そのため、第18条第4項（※3）に配慮し、参画社会実現のための基盤づくりに、いくばくかの行政支援や中間支援が必要となる。

（※1）まちづくりへの関与

第16条第1項 市民および事業者等は、まちづくりの役割分担に従い、広くまちづくりにおける参加、参画および協働の権利を有する。

（※2）まちづくりへの関与

第16条第3項 市民および事業者等は、米原市の公益を増進させる活動を企画または実施する場合には、その活動の自主性および自立性を損なわない範囲で、必要に応じ市の適切な支援を受ける権利を有する。

（※3）まちづくりの姿勢

第18条第4項 執行機関は、市民の参加、参画および協働の基盤形成を支援するため研修および啓発を行うものとする。

3. 地域社会の持続的発展のための縦割りを超えた分野横断的志向の確立

- 分野横断的なアプローチによる持続的発展のための条例づくりの検討を行う。
- 分野横断的なアプローチによる効率的な財政運営を行う。
- これらを可能とする市民・事業者側からの部局横断的提案の制度をつくる。

【説明】

第5条（※1）に謳う持続的発展は「環境」だけがテーマではなく、雇用確保などを含む「経済的持続性」や、地域社会の豊かな人間関係を発展させる「社会的持続性」を含むものである。そのような持続的発展を実現するためには、第6条（※2）にいう地域社会の多様性や市民生活の多様な価値観の尊重という「多様性尊重」の考え方と両輪になることが不可欠である。

一方、第18条第1項および第18条第2項（※3）の示すとおり、「財政」は持続的発展の重要な側面を担っている。したがって、財政を中心とする行政の活動も、民間の「選択と集中」に学び、行政内部でも縦割りを超え、部局同士の連携と協調が必要である。

また、市民や企業においても、新しい地域社会の担い手として、既得権益や個人の利害にとらわれない連携や提案の方策を検討していく必要がある。

それらの観点から、今後の市の都市構造や発展について、従来の縦割り思考を克服する新しいまちづくりの方向性が必要であり、横断的なアプローチによる制度・しくみづくりが求められる。

特に、縦割りの行政では、横断的なネットワーキングの手法は発想しにくい。そこを、市民や事業者等の他セクターの媒介を通じて、違う観点から行政内部をつないでいくことに留意しなければならない。

（※1）持続的発展

第5条 まちづくりに関する諸活動は、世代を超えた地域全体の公益を増進させるため、持続的な発展に寄与するものでなければならない。

（※2）多様性の尊重

第6条 すべての市民は、人として尊ばれ、不当な差別から守られる権利を有する。

2 米原市におけるまちづくりは、文化的、歴史的、地理的および環境的多様性に配慮し、市民活動および地域社会の自主性を尊重したものでなければならない。

（※3）まちづくりの姿勢

第18条 市は、米原市の持続的発展のために適切かつ効率的な都市経営を推進することにより、市民福祉の向上を図り、常に最少の費用で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。

2 市は、まちづくりの推進にあたり、自立した都市経営の理念のもとに、健全な財政運営と計画的な事業の実施に努めなければならない。

4. 協働指針や市民版総合計画の策定

■市民との協働による協働指針の策定（※1）

■市民との協働による市民版総合計画の策定（※2）

（※1）例：愛知県「あいち協働ルールブック」

（※2）例：愛知県東海市「まちづくりのためのアクションプラン」

【説明】

第12条（※1）では「市民・事業者等・市による相互補完の理念」に基づく協働が謳われている。また、第16条第3項（※2）では、市民や事業者等は地域活動に関する行政の支援を受ける権利を有することが記されている。したがって、行政の改革は、短絡的なコストダウンの視点あるいは民間活用ではなく、協働の指針に基づく持続的な改革を促進するものでなければならない。

また、行政の諸計画や施策を協働型に転換するためには、市民と行政による「オール米原」の「協働の指針」の策定や、行政計画の基盤となる総合計画に対する市民の参加が求められる。具体的には、地域の自治会やNPOが主体となる事業も総合計画へ盛り込んでいくべきだろう。

（※1）協働

第12条 市民、事業者等および市は、まちづくりを推進するため、それぞれ自立しつつ相互補完的に役割を担い、必要に応じて協働を行うものとする。

2 市は、まちづくりにおける参加、参画および協働に関する基本事項は、相互補完の理念に基づき、その内容等を整備するものとする。

（※2）まちづくりへの関与

第16条第3項 市民および事業者等は、米原市の公益を増進させる活動を企画または実施する場合には、その活動の自主性および自立性を損なわない範囲で、必要に応じ市の適切な支援を受ける権利を有する。

5. 市民の自主性を育むための補助金の見直しと奨励制度の整備

- 市民、事業者等、行政がともに補助金のあり方や枠組みを検討する場を設置する。
- 現行補助金も含めて、市民、事業者等、行政が共に検証評価できる仕組みを整備する。
- 補助金制度の中に優良事例（グッドプラクティス）の奨励制度（インセンティブ）を取り込んでいく。

【説明】

補助金制度を自治基本条例の趣旨に適合させるためには、第16条第3項（自主的市民活動の支援を受ける権利）（※1）の趣旨に基づく改善が必要である。また、その改善にあたっては、制度の仕組みづくりや効果の測定について、協働の趣旨に基づいて市民、事業者等、行政三者で構成する組織等を整備する必要がある。

さらに、補助金の効果を上げるために、選択と集中の原則に基づき、市民の自主的な活動を促進するような、優良事例の奨励制度を創設することが望ましい。

（※1）まちづくりへの関与

第16条第3項 市民および事業者等は、米原市の公益を増進させる活動を企画または実施する場合には、その活動の自主性および自立性を損なわない範囲で、必要に応じ市の適切な支援を受ける権利を有する。

6. 協働型社会に向けた市民・事業者・市の意識改革の推進

- 自治基本条例にかかる官民協働研修の実施
- 自治基本条例大賞の創設
- 市民投票条例の創設

【説明】

協働型社会を推進するためには自治への無関心や、地域社会に関する危機感の欠如の克服が最も重要な課題となる。したがって、市民、事業者等、市の相互の意識が変わることが強く求められる。

そこで、第23条の2（※1）に規定された、自治基本条例の職員研修を官民協働の学びの場に改革する。

また、地域社会の協働に対する意識を高めるために「自治基本条例大賞」を創設し、行政も含めて自治基本条例の実践の優良事例に関する情報発信を行う。

さらに、地域の重大な課題を社会全体の力で解決するために第17条（※2）で規定された市民投票制度を整備し、市民の直接的な参加を促進する。

（※1）職員の責務および権利

第23条第2項 市の職員は、職務の遂行に必要な能力を開発し、自己啓発に努め、そのために必要な支援を受けることができる。

（※2）市民投票

第17条 住民は、米原市における重要な課題について住民発意による市民投票によりその総意を明確にすることができる。

2 市は、市民投票に関する制度を整備するものとし、投票権の範囲、市民投票における情報の取り扱い、投票方法および投票の成立要件等市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

3 市長は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

付 記

当意見書に含まれる課題・方策は、行政だけで実施・解決するものではない。推進委員会委員としては、今後、その推進、進捗について必要な協力を惜しまない。